

**バイオ・医薬分野における技術ニーズ及び県内ものづくり企業技術シーズ調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

県内ものづくり企業のバイオ・医薬分野への参入及び研究開発プロジェクトの創出を促進するための技術ニーズ及び技術シーズ調査事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定に必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 事業主体

富山県、富山県新世紀産業機構

(2) 委託業務名

「バイオ・医薬分野における技術ニーズ及び県内ものづくり企業技術シーズ調査業務」

(3) 業務内容

別紙「バイオ・医薬分野における技術ニーズ及び県内ものづくり企業技術シーズ調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 委託料の上限額

金3,300千円未満（消費税及び地方消費税を含む）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者としてします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) 対面又はWEB会議ツールにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

キ 参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者

ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者

シ 国税又は地方税を滞納している者

ス 民法(明治29年法律第89号)第20条第1項に規定する制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者)

セ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

4 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、プロポーザル参加申込書(様式第1号)により、電子メールにて申し込みください。

申込期限：令和8年10月5日（月）16時まで（必着）

申 込 先：「11 提出先・問合せ先」のとおり

注意事項：電子メールによる申し込み後、正常に送信（受信）されていることを確認するため、
「11 提出先・問合せ先」まで電話にてご一報いただけますようお願いいたします。

なお、申し込み後に辞退される場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第2号）により、10月5日（月）16時までで受付けます。

質問は電子メールによるものとし（送信先は「11 提出先・問合せ先」のとおり）、電話及び口頭による質問は受け付けません。

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、参加者の独自企画に関わることを除き、10月8日（木）17時までに、全ての参加申込者に電子メールにてお送りします。

6 提案書の提出

プロポーザルへの参加申込者は、別紙「仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出して下さい。

（1）提出書類

次の①～⑥の書類を提出してください。様式はA4版とします。

①提案書（様式第3号）

②企画提案書（任意様式）

別紙の仕様書を踏まえ、企画の意図、手法、イメージ、スケジュールなどを具体的かつ簡潔に提案してください。

③経費概算見積書（任意様式）

仕様書を踏まえ、上記「2（5）委託料の上限額」の範囲内において、委託業務に必要な全ての経費（消費税及び地方消費税を含む。）の内訳が具体的に分かるように記載してください。

④実施体制（任意様式）

責任者氏名及びその職務経歴のほか、人員配置・実施体制を記載してください。（社外協力企業等を含む。）

⑤業務実績（任意様式）

会社の業務概要及び同種・類似業務の受託実績を記載してください。

なお、会社概要がわかるパンフレット等がある場合は、併せて提出してください。

⑥その他、参考となる資料（任意様式）

添付する場合は、必要最小限としてください。

(2) 提出方法

電子メールにて送付

注意事項：電子メールによる提出後、正常に送信（受信）されていることを確認するため、「11 提出先・問合せ先」まで電話にてご一報いただけますようお願いいたします。

(3) 提出期限

令和8年10月16日（金）16時（必着）

※期限までに提出されない場合は、参加を辞退したものとします。

(4) 提出先

「11 提出先・問合せ先」のとおり。

7 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは実施せず、上記書類をもって書面による審査を実施します。審査員が以下の審査基準に基づき採点を行い、評価の高い事業者を契約候補者として選定します。なお、概算見積書の金額が安価な者を第一義的に選定するものではありません。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、審査結果を電子メールにて通知し、契約候補者の名称等を当機構のホームページで公表します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとします。

また、不採用者に対する費用弁償はいたしません。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 参加資格要件に定めた資格が備わっていない場合。

イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合。

ウ 提出書類に不足があった場合。

エ その他本実施要領に違反する行為があった場合。

8 選定者との契約

選定された契約候補者は、当機構と別途協議の上で仕様を確定し、当機構が設定した予定価格の範囲内で委託料の限度額を定め契約を締結します。

また、委託料の支払いについては、委託事業完了後に実績報告書等进行检查した上で、委託料の額を確定します。この場合、確定する委託料の額は、委託事業に要した実支出額と委託料の限度

額のいずれか低い額とするものとします。

9 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は全て参加者負担とします。また、提出書類等は返却いたしません。
- (2) 委託料には、受託者の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (3) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。この規定は、委託業務終了後も同様に適用するものとします。
- (4) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (5) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は、すべて富山県及び当機構に帰属するものとします。

10 スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和8年9月18日(金)
- (2) 参加申込締切 : 令和8年10月5日(月) 16時(必着)
- (3) 質問書提出締切 : 令和8年10月5日(月) 16時(必着)
- (4) 質問書回答 : 令和8年10月8日(木)
- (5) 提案書提出締切 : 令和8年10月16日(金) 16時(必着)
- (6) 採択者決定予定日 : 令和8年10月23日(金)
- (7) 契約締結予定日 : 令和8年10月30日(金)以降

11 提出先・問合せ先

富山県新世紀産業機構イノベーション推進センター(高岡事務所)

〒933-0981 富山県高岡市二上町150番地

富山県産業技術研究開発センター技術開発館2階

TEL : 0766-24-7112 (直通)

E-mail : health@tonio.or.jp